

# 沼田市立升形小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年4月

## 1 学校いじめ防止基本方針といじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

#### (定 義)

「いじめ」とは、「児童が一定の人間関係にある他の児童が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

#### (基本姿勢)

いじめ問題への取組にあたり、学校教育目標「夢をもち、自ら学び心豊かにたくましく生きる児童の育成」をめざし「思いやりのある子」（相手の気持ちを考え、仲良くできる子）を育成するために、学校経営方針の第1に「子どもが輝き、今日が楽しく、明日が待たれる学校」を掲げた。すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に生き生きと取り組むことができる学校であることが、いじめの未然防止に密接に関わっていることを全教職員が深く認識する。

「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に向けた日常の指導體制を組織的に定め、校長のリーダーシップのもと、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかな解決に全力で取り組む。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

#### <構 成 員>

組織の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年ブロック代表とする。また、必要に応じて、関係児童の担任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA本部役員、関係機関の職員、外部の専門家等の参加を要請する。

#### <組織の主な役割>

- ①いじめの未然防止から対応に至るまでの指導に関すること
- ②いじめ防止に向けた職員の資質能力向上のための校内研修に関すること
- ③年間計画に位置づけられて行われる取組の企画・実施や有効性の検証

- ④「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し  
＜開 催＞

○月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 2 未然防止にむけた取組

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象にした事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが、最も有効な対策となる。児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。

### (1) 教職員の取組

#### ①「わかる」授業づくり

- ・すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるような授業づくりをする。
- ・生徒指導の3つの機能（「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」）を活かした授業づくりに取り組む。
- ・「授業のはじめでねらいや見通しを示す活動」や「授業の最後に学習したことを振り返る・まとめる活動」を取り入れる授業づくりに取り組む。
- ・一人一授業公開の研究授業・授業検討会を通して、個に応じた指導を展開するための教師の指導力向上を図る。
- ・「読み・書き・計算」等の基礎基本を確実に身に付けられるような学習を充実する。さらに、補充学習の機会を増やして、学習のつまずきや積み残しがないようにする。
- ・指導の狙いを踏まえて一人一台端末等ICTを効果的に活用し、「分かる・できる・学び合う」授業づくりに努め、「個別最適な学び」と「共同的な学び」の一体的な充実を図る。

#### ②学習環境の整備

- ・人と人との結びつきの基本である「元気なあいさつ」や人間力を磨く「もくもく清掃」を中心にすえ、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高める。
- ・社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の醸成に向け、全体体制で取り組む。「忘れ物をしない」やチャイム着席・チャイムスタート、廊下歩行、授業中の姿勢、発表の仕方、言葉の受け応えなど。
- ・学校行事や、体育的行事、生活科・総合的な学習の時間の体験活動、読書活動など、感動体験を積み重ねることにより、心豊かな児童を育む。
- ・一人一人の児童が、学級に所属感をもてるような掲示物や、学校行事や児童会活動等の児童が活躍した様子の掲示物などを工夫する。
- ・教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

#### ③集団づくり

- ・すべての児童が、大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・学級活動や団活動、学校行事等を活用して、児童の自発的・自治的活動を保障し、規律と活ある集団づくりを進める。
- ・なかよしアンケートや、SST等を実施して、児童の実態を十分に把握する。

#### ④児童会活動の充実

- ・いじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。

- ・いじめ防止キャンペーン、人権標語・ポスター、児童集会等で、児童への指導を継続的に行う。

#### ⑤道徳教育・人権教育の推進

- ・未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、「いじめをしない、許さない、見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・人権週間を柱として、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・道徳の授業において、いじめを題材とした指導を年間指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。また、教育活動全体を通して児童の道徳性を育む。
- ・学級活動の授業において、いじめを題材とした指導を年間指導計画に位置づけ、いじめの未然防止や解決の手立てに話し合うとともに、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

#### ⑥自然体験、交流体験、社会体験の充実

- ・団活動やたけのこタイムの活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」をする。また、リーダーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気づかせたりする。
- ・尾瀬学校や利根事業高等学校との交流、福祉体験、ボランティア体験等の教育活動を計画的に実施し、人と人とのつながりの大切に気づかせる。

#### ⑦インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・携帯電話（スマートフォンを含む）やインターネットを介したいじめ（ネットいじめ）の増加へ対応するため、発達段階に応じて情報モラル教育の計画的な推進を図る。
- ・保護者に対して、十分な啓発を行うとともに、携帯電話等のもたらす様々な問題について、学校だよりや懇談会などいろいろな機会を通じて情報提供を繰り返す。
- ・保護者・児童に対して学校や家庭で作成したSNSルールを守ることや、保護者にはフィルタリングの設定を呼びかけていく。

#### ⑧「児童の命を守り、育てる教育」の推進

- ・全体計画に基づき、児童が生や死の意味について真剣に考え、命のかけがえのなさや人生が一度しかないことについて理解し、命の大切さや生きる喜びを実感としてとらえる場を計画的に設定する。

#### ⑨学校間の連携や他機関の協力体制の整備

- ・いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努める。
- ・小中連携・幼小連携事業を進めるとともに情報交換を行う。
- ・いじめ問題への必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、市教育委員会、児童相談所、民生児童委員、医療機関、警察等との連携を図っていく。

### (2) 児童の取組

- いじめ防止に関する児童会活動や学級での活動をとおして、全校児童でいじめ防止活動に取り組む。

- ひとりぼっちでいる友だちを遊びに誘ったり声かけをしたりする。
- 友だちが困っていたり、悩んでいたりしたら、話を聞いたり先生に報告したりする。

### (3) 保護者・地域の取組

- あいさつや交通指導、升形ますます元気の日々の活動等を通して、子どもとの関わりを大切に  
する。
- 子どもたちを各地区における育成会活動に積極的に参加させ、望ましい人間関係を築く力  
が育まれるようにする。

## 3 早期発見にむけた取組

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有することである。そのためには、教師がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的な面談やいじめアンケートを実施し、複数の教師が結果を分析し、いじめの早期発見に努める。

### (1) 教職員の取組

#### ①いじめの観察・調査 等

いじめを早期に発見をするために、児童の行動を観察したり、定期的な調査を実施したりして、きめ細やかな実態把握に努める。

- ・朝・帰りの会、休み時間、授業中等の表情や様子による観察
- ・日記や作文などから交友関係の実態や悩みの把握
- ・気になる児童がいる場合には、「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有し、対応を協議するとともに、複数の目による観察の実施
- ・なかよしアンケートの実施  
(7月・12月を除く毎月 担任・生徒指導主任・管理職等の複数の目でチェック)
- ・学校評価に係る児童・保護者アンケートの実施(年2回 7月・12月)

#### ②いじめ相談・窓口体制の整備

児童及び保護者がいじめに関する相談及び情報提供等を行うことができるように、体制の整備を行う。

- ・教師からの声かけ・相談しやすい環境(雰囲気)づくりのため、傾聴の姿勢を貫き、一人で抱え込まず誰に相談してもよいことを伝える(担任・教科担当・養護教諭・保護者・友だち・SC・相談窓口等)
- ・保護者面談・相談旬間の実施及びスクールカウンセラー、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等との連携
- ・学年保護者懇談会等において、いじめを発見した際の学校への連絡方法等の周知

#### ③教職員の体制整備

全教職員による情報収集・情報の共有化及び資質の向上が図られるようにする。

- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ防止等対策委員会」で情報を共有する。また、「いじめ防止等対策委員会」で共有された情報については、必要に応じて職員会議や教育相談部会、学年ブロック部会、朝の打ち合わせ等を通じて共有する。
- ・教職員の資質向上のための「いじめ防止」に関する校内研修等の実施
- ・日頃から児童への声かけをこまめに行い、相談しやすい環境づくりの推進

### (2) 児童の取組

- いじめに加担することになる観衆(はやしたてたり、おもしろがったりして見ている) や

傍観者（見て見ない振りをする）にならない。

○勇気をもって傍観者から一步踏み出し、学校の先生や親、親しい友達に相談をする。また、いじめられている子の仲間になるように話をしてみる。

### (3) 保護者・地域の取組

○登下校や学校の様子等でいじめの様子がうかがえたり、見えたりするときは、学校へ連絡や相談をする。

## 4 解消にむけた取組

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長の指示のもと「いじめ防止推進委員会」が中心となり、「沼田市いじめ問題対策マニュアル（平成23年3月）」を参考にしながら迅速に対応し、事実確認、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消までを行う。

### (1) 教職員の取組

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、「いじめ防止等対策委員会」を開き、対応を協議する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑤事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑥犯罪行為として取り扱べきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携して対処する。
- ⑦いじめの解消については、いじめを受けた児童及び保護者に寄り添い、慎重に判断する。

### (2) 児童への取組及び児童の取組

- 教員は、いじめられた児童に対して、親しい友人や、教職員が寄り添い、支え合う体制で取り組んでいくことを伝えていくとともに、養護教諭やスクールカウンセラーとの面談を勧め、心のケアを行う。
- 教員は、いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、行為の見返しをさせるとともに、自らの責任を自覚させる。また、いじめの解消について慎重に判断し、継続的に観察する。そして、いじめた児童は、行為の反省をするとともに被害者に謝罪をする。さらに、不満やストレスがあってもいじめをしない決意をする。
- 教員は、いじめを見ていた児童に対して、決して、他人事ではなく自分の問題としてとらえさせる。そして、いじめを見ていた児童は、いじめを止めることができなくても、先生や親に知らせることを徹底する。

### (3) 保護者に対して

- いじめられた児童の保護者に対しては、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を隠さず伝える。また、学校として守り通すことを十分に伝える。さらに、こまめに情報提供をするとともに、どんな小さな変化についても連絡をしてくれるように要請したり面談を行ったりするなどして、解消に向けて継続的に寄り添う。
- いじめた児童の保護者に対しては、聴取した事実関係の内容を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解と協力を求める。また、家庭でもいじめは人として許されない行為であることを十分に言い聞かせてもらうように要請する。そして、子どもの変容を図るために、子どもとの関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者とともに考え、具体的に助言する。（担任一人に背負わず、保護者への連絡方法や具体的な連絡内容、協力要請のしかたなどについて、事前・事後に打ち合わせをするなど、協力体制をとる）

## 5 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）
- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続し、欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- (2) 重大事態に対しては関係機関と連携を図り、速やかに次の対応を図る。
- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
  - ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。
  - ④調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - ⑤法を犯す行為が認められるときには、市教育委員会と連携の上、警察等に相談して協力を求める。

## 6 いじめ防止に関する年間計画

目 標	児童一人一人がいじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けた活動に取り組もうとする自主的、実践的な態度を育てる。	
	全県の取組	児童会活動
4 月	春の「いじめ防止強化月間」	○いじめ防止ポスターの掲示・活用（年間を通して掲示） ○1年生を迎える会 ・仲良く助け合って学校生活を送れるようにする。 ○よりよい仲間づくりのための話し合い（各学級）
5 月		○あいさつ運動 ・児童会が中心となり、15分休みの終わりにあいさつ運動をする。 ※集会時のあいさつ運動は年間通しての取り組み ○いじめ防止スローガンの作成（各学級） ○たけのこタイム（年間を通しての団活動） ・異学年交流を通して、それぞれの立場に応じた言語や協力することの大切さを身に付ける。 ○団遠足 ・縦割りで4つの団を作り、団で行動する。この際、各団ごとにスローガンを作成する。（異学年交流）
6 月	いじめ防止フォーラム（7/7）	○各委員会による「いじめ防止につながる活動」
7 月		○意見交換会（隔年参加） ・代表委員1名が参加（1中学校区1小学校参加） ・フォーラムで出された意見を集会等で発表する。

8月 9月 10月 11月 12月	冬の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級で議題を設定し、課題解決に向けた話し合い活動を行う。</li> </ul> </li> <li>○道徳授業の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題や他者の気持ちを考える教材をあつかい、皆で考え議論する道徳の授業を実施する。</li> </ul> </li> <li>○児童会によるあいさつ運動（15分休みの終わり）</li> <li>○人権週間と関連した取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講話（学校長による人権に関わる講話）</li> <li>・人権標語と標語への思い作成、掲示、発表</li> <li>・人権教育DVDの視聴</li> </ul> </li> </ul>
1月 2月 3月	市町村別いじめ防止子ども会議（1/28）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実践発表、意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本校の取組を代表児童（2名）が発表する。</li> <li>・他校のよい取組を児童集会で報告する。</li> </ul> </li> <li>○6年生を送る会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生に感謝の気持ちを持ち、自分たちでよりよい学校をつくろうとする意欲を高める。</li> </ul> </li> <li>○ふり返り <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の活動をふり返り、次年度につなげる。</li> </ul> </li> </ul>